

佐賀県重症心身障害児（者）を守る会

令和6年2月18日

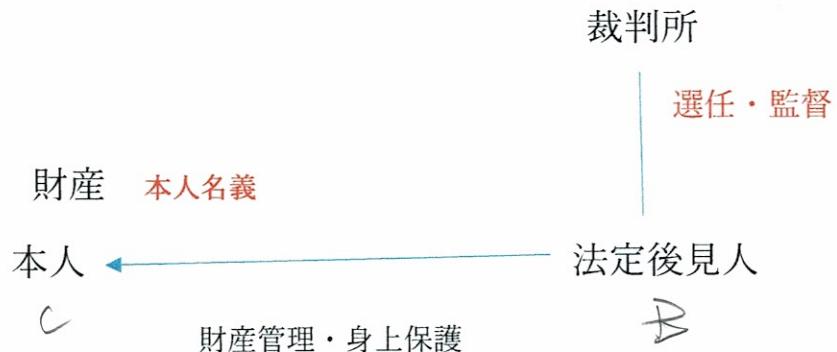
学習会資料

（親の立場で考える、子の将来）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート会員

司法書士 馬場順子

成年後見制度



法定後見制度

判断能力が衰えてから、裁判所に申し立てをして、成年後見人を選んでもらう方法。

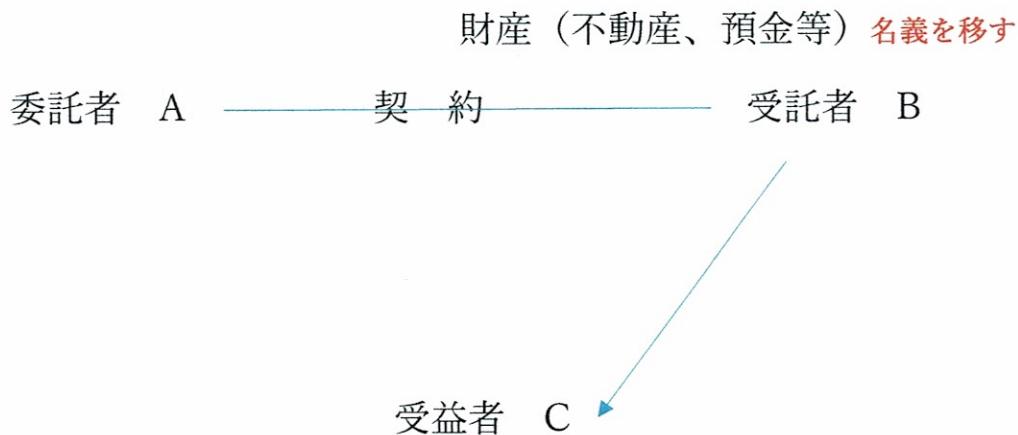
任意後見制度

判断能力があるうちに、将来自分の後見人となる人を決め、その人との間で、任意後見契約を結ぶ方法。

例えば、

今は、しっかりしているが、いつ認知症になるかもしれない、そのためには、
予め後見人を決めておきたい。

民事信託



自分（委託者）の財産を、他人（受託者）に譲渡し、その財産を**一定の目的のため**に利用、処分してもらい、その収益や換価物を、受益者に与えてもらう仕組み。

後見制度との比較

もし、B が、A の成年後見人であれば、B は、A の財産を保全する義務がある
ので、利用や処分は自由にはできない。

遺言

自分が亡くなった後の財産関係や身分関係について、自分の判断能力があるうちに書き記したもの。

自分の意思を相続人に伝えることができるので、相続人間の無用な紛争を避けられる。

相続人にとっても、遺言があれば遺産分割協議をしなくてよいので、相続手続きが簡単になり、大変助かる。

特に、相続人の中に、判断能力が衰えている人がいる場合には、遺言書を書いておかないと、遺産分割のために、成年後見人を選任しなければならなくなる。

遺言書は、出来れば、公正証書遺言が望ましい。（信用性の点から）

但し、自筆証書遺言でも、現在は、法務局での保管が可能となったので、紛失や、改ざんの恐れは減っている。また、全文自筆でなくてもよくなっている。

遺言を書いておいた方が良い場合

障害を持つ子に多く相続させたい…遺言がないと、最終的には、法定相続分になってしまう

遺産を社会や福祉のために役立てたい

遺産のほとんどが不動産である… 不動産は分けられないで、共有となってしまい、後日の処分に不便となる。

相続人が多い…遺言がないと、大勢で遺産分割協議をすることになり、一人でも反対者がいると、結局まとまらない可能性がある。

相続人の中に、行方不明者や、外国に住んでいる者がいる

相続

相続人は誰か (常に) 配偶者

(第1順位) 子 ※子が親より先に亡くなっているときは、孫
が子の代わりに相続人となる(代襲相続)。

(第2順位) 親

(第3順位) 兄弟

法定相続分

相続人が配偶者と子の場合・・・配偶者と子が2分の1ずつ

相続人が配偶者と親の場合・・・配偶者3分の2、親3分の1

相続人が配偶者と兄弟の場合・・配偶者4分の3、兄弟4分の1

親亡き後のために今できること

1. すでに自分が子の後見人になっている場合

後見業務ができなくなる前に、もう一人、後見人を付けてもらう。

例、親族の中で、できれば、子より若い人

専門職後見人・・・まず、自分と一緒に後見業務をすることで、子
とも顔なじみになってもらい、子の性格を理解
してもらう。

2. 子にまだ後見人を付けていない場合

自分がしっかりとっているうちに、子のための法定後見申し立てをする。その際、
自分も後見人になり、二人で後見事務をしながら、もう一人の後見人に子との接
し方などを覚えてもらい、子の性格を理解してもらう。

3. 自分と、信頼できる第三者との間で、任意後見契約を結び、その代理権目録 に、自分が子の世話をできなくなった時に、子のため、法定後見の申し立てをす る代理権を与えておく。

4. 遺言を遺しておく。

障がいのある子に多くの財産を残したい場合、遺言を遺しておかないと、遺産
分割協議が必要となり、協議がまとまらなければ、法定相続分で分けることにな
る。また、遺産分割をする際、障がいのある子に成年後見人を付けなければなら

なくなる。

5. 民事信託

親が、自分が子供の世話をできなくなった時のために、第三者との間で、民事信託契約を結び、信託した財産の中から、毎月一定額を子に生活費として渡してもらうように約束する。

そうすることによって、Aがいなくなっても、子Cは、生活をすることができる。

問題は、Bがその約束をきちんと守れる人間であるかどうか。信頼関係が大事。民事信託に、裁判所は関与しないので、Bを監督する機関がない。契約で、信託監督人を付けることができる。

民事信託は、最初に契約を結ぶときに、将来起こりうることまで検討し、対策を打っておくことが必要。⇒ 契約に費用と時間がかかる。

ご清聴、ありがとうございました

電話無料相談のご案内

0952-29-0635

リーガルサポート 毎週 火曜 18時から20時

おもに、成年後見、遺言、民事信託など

佐賀県司法書士会 毎週 月曜・木曜 18時から20時

おもに、相続、登記など